

徳川綱吉と日向村義民地蔵

A 徳川綱吉の略歴

正保三年（一六四六）三代将軍家光の四男として生まれる。（幼名徳松）

寛文元年（一六六一）十五歳の時館林城主となる。但し江戸定府。（在任十九年）

寛文五年（一六六五）日光御社参の時初めて館林城に入る。（五日間）

延宝八年（一六八〇）四代将軍家綱死去、世継不在のため三十四歳の綱吉が五代将となる。

宝永六年（一七〇九）綱吉六十三歳で死去（在任二十九年）。世継不在のため兄綱重の子綱豊が六代将軍家宣となる。

家宣は在任三年で死去。家宣の子家継が四才で七代将軍になり七才で死去、徳川家康直系の血筋が絶え、御三家紀州から吉宗を八代将軍として迎える。

B 綱吉に関する館林の文書

① 綱吉が領主になって繁栄した館林（館林記）

寛文元年（一六六一）四代将軍徳川家綱の弟参議右馬頭綱吉が館林領主になった。領地は上州（群馬県）の新田郡、山田郡、邑楽郡、野州（栃木県）の梁田郡の四郡で十七万二千石であった。領主といっても綱吉は江戸定府として神田の屋敷に居住し実際に館林城には赴任しなかった。牧野備前守が江戸家老として藩邸を仕切り、蘇我周防守、金田遠江守が城代家老として領内の政治を行った。

十七万二千石となれば旗本、諸侍、諸役人、陪臣、使用人を含めると数万人もおよび、城内はもちろん加法師、土橋、丸屋敷、町裏、新宿の先まで城下は人で満ち溢れ、さながら江戸の町のように繁盛し、領内は歓びの声で満ち溢れた。

② 城主として在任十九年中綱吉の館林入城はたった五日間だった（館林記）

綱吉は江戸定府のため館林城赴任しなかったが、寛文五年（一六六五）五月九日、日光参詣の途中に初めて城内本丸御殿に宿泊した。その時対面を許された者の中で太田大光院と谷越町善導寺住職は時服（季節の着物）を拝領し、茂林寺、普濟寺、遍照寺、惣徳院、五宝寺、千眼寺、興蔵寺各寺は分銀二枚つつ頂戴した。小寺市十郎、青山四郎右衛門、青山久兵衛、中井勘九郎等惣名主、町名主も対面を許された。さらに当城下の古老に町の歴史などのお尋ねがあったので加賀美浄心が領内の聞書を提出した。

③ 矢場川の付け替え（日向村文書）

矢場川は足次村、木戸村、傍示塚村、早川田村、北大島村、離村の南側を流れていたが、

寛文四年（一六六四）木戸村の裏から雷電社裏まで新堀を開削して渡良瀬川へ放流するようになった。それまで旧矢場川が野州との国境だったが新堀を国境としたので、これまで野州築田郡に属していた木戸村、足次村、傍示塚村、早川村と、野州阿蘇郡に属していた北大島村、離村は上州邑楽郡に編入されることになった。

④直訴事件に関係した名主十八名が日向村で処刑された（日向村文書 義民地藏念仏）

綱吉が領主だった頃の延宝三年（一六七五）に、一俵につき一斗の年貢割り増しを言いつけられたことから、山田郡台之郷村の百姓小沼庄左衛門が首謀者となって領内名主十八名が升の上の訴訟（年貢訴訟）をしたが、館林の御城では受け付けて貰えなかったため、江戸藩邸に訴訟したところ受理され増税はとり止めとなった。しかし直訴は死罪との定めにより、台之郷村小沼庄左衛門、森尻右馬文、栗原四郎兵衛、富田村小沼久四郎、石原村栗原三左衛門をはじめとする十八名が磔となった。

十八名もの名主が磔となれば稀に見る大事件であり、それを命じた綱吉は冷酷無比の領主といえるかも知れない。しかし綱吉は館林領主とはいいながら江戸定府といって常に江戸屋敷に住むことになっており、館林領の支配は城代家老の金田遠近江守等が行っていた。しかも問題の発端となった台之郷村が金田遠江守の知行地だったという事もあり、綱吉が直接に関与したかは不明である。

日向村の文書や念仏の文言は「直訴」という違法行為に関わるので婉曲された部分があり、重役が綱吉を欺いて増税したように書いてある。また小沼庄左衛門の娘を村民が井戸に隠して助けた事などが記されていることからその娘も処刑対象だったようだ。当時の法律では直訴などの重罪を犯した者は磔、その親戚、家族は打ち首と定められていた。十八名中名前が判っているのは五名だけであることから、五名以外の十三名は他の名主ではなく、親戚、家族だったかもしれない。十三名すべてが村の名主であったとすれば他の地域にも、もう少し記録がある筈である。

ちなみに別の直訴事件「享保四年の館林騒動」（一七一九）では首謀者三人が打ち首、家族は領外追放、親戚は「お構いなし」であった。 ※庄屋：関西 名主：関東 肝煎：東北

B綱吉に対する風評

徳川綱吉は「犬公方」などといわれ、人間より犬を大切にした將軍として良い印象をもたれていなかったが近年その評価がかわりつつある。

元禄四年に綱吉に謁見したドイツ人医師ケンペルの評価は英邁な君主との印象だった。「生類憐みの令」によって日本人が犬を食用とする習慣がなくなったと言っている…西洋人は犬を喰う事を野蛮と思っていた。

綱吉は戦国風の武断政治の流れを文治政治に変えた人といわれている。

①生類憐れみの令は悪法だったか？

「生類憐みの令」は將軍在位中百三十五回も発せられたと云う。その内容は「棄て児をしてはならない」「病身の親を放置してはならない」「動物を見世物にした商売をしてはならない」「犬猫を殺生してはならない」といった人道的、動物愛護の法令だったという。

綱吉は十萬頭におよぶ江戸市中の野犬を中野の收容所で保護した。その理由は噛みつき被害から江戸庶民を守るためだった。野犬による噛みつき被害は深刻で各藩でも野犬狩りは年中行事だった。

また農村部では野犬、熊、猪、鹿などによる家畜の被害、農産物の被害防止のため鉄砲で駆除することは容認されていた。穀物の採れない山間部では狩猟なしでは生きられなかったため「山鯨」「牡丹鍋」といった肉食などは黙認されていたようだ。

②新井白石による酷評

人間より犬が大切にされた：松の廊下の刃傷事件の仕置きの不公正……といった綱吉の不評は、綱吉の死後六代將軍家宣、七代將軍家継の政治顧問であった新井白石が家宣、家継の治世をたたえるため、綱吉の政治を強烈に批判し否定したためといわれている。

③内匠頭の切腹は不公平だったか？

綱吉は江戸城松の廊下で浅野内匠頭が吉良上野介に切りつけた罪で内匠頭に切腹を命じたが、上野介は無罪とした。後世の評価では喧嘩両成敗なのに不公平だといわれている。しかし法令上では無抵抗だった上野介に一方的切りつけた内匠頭に非があり上野介には罪はないことになる。こうした評価は後に歌舞伎で上演された「仮名手本忠臣蔵」で仇討ちが美談とされ上野介が悪役にされたためではないか。

C日向村義民地蔵由来記（DVD）放映